

随意契約及び比較見積省略理由

工事名：交通信号制御電源部等取替修繕（単価契約）

1 交通信号制御電源部等取替修繕概要

別途契約締結している「交通管制端末機器等点検調整業務契約」（以下、「点検調整業務契約」という。）において、交通信号制御機の制御電源部に不具合が発生した場合に修繕を行うもの。

2 随意契約及び比較見積省略理由

交通信号機の適正な運用は、大阪府下の交通の安全を確保するために必要不可欠である。そのため、交通信号機に障害が発生した場合には、別途契約締結している点検調整業務契約業者が現場に急行し、原因究明を行い必要な対応をとることとしている。当該点検調整業務契約業者は、関西シグナルサービス株式会社であり、当該契約の保守エリアにおいて、唯一早期に現場へ急行し、原因究明ができる者となっている。

交通信号機の制御電源部以外の修繕については、製造メーカーが指定する業者でなければ適切な修繕ができないものとなっているが、交通信号機の制御電源部が故障した場合については、交通信号機の制御電源部の取替のみで修繕が可能となっている。また、交通信号機の制御電源部が故障した場合には、交通信号機は滅灯又は閃光落ちの状態となり、交通の安全に著しく支障を来すことから、早期に復旧させなければならない。

以上のことから、本業務を適正に履行できるのは、関西シグナルサービス株式会社しかなく、見積額においても予定価格と比べ適正であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。

以 上